

# 平成28年度在宅歯科医療推進事業仕様書

平成28年9月1日  
宮崎県健康増進課

## 1 目的

歯・口腔の健康づくりは全身の健康の保持増進に重要な役割を果たしており、宮崎県歯・口腔の健康づくり推進条例（平成23年3月22日条例第21号）においても、生涯を通じて必要な歯科保健サービスを受けることができるよう環境を整備することが求められている。特に、在宅要介護者の歯科医療及び口腔ケアは、歯科疾患だけではなく発熱や誤嚥性肺炎予防などにもつながることから、在宅ケアや医療に関わる医療従事者及び県民に対し、在宅歯科医療や口腔ケアについて啓発を行い、普及することを目的とする。

## 2 事業内容

在宅歯科診療や口腔ケアについて啓発し、在宅歯科医療を推進する。  
（※）については、必須項目とする。

### 1) 対象

在宅介護者、自宅療養者やその家族及び介護従事者など

### 2) 啓発する内容

在宅歯科医療を推進するため、介護施設等の職員や要介護者の家族等に対して、在宅歯科医療や口腔ケアなどの知識やその重要性について効果的な啓発を行う。

### 3) 広報の方法

より多くの対象に効果的に内容を伝えることができる方法で周知する。

※チラシの作成（サイズA4 作成部数2000枚）

- ・在宅介護者、自宅療養者やその家族に向けた内容のもの

## 3 その他

- ・より多くの対象に効果的に内容を伝えるため十分な工夫をすること。
- ・本仕様書に明記のない事項については、双方協議の上、決定すること。

（参考）歯科関係イベント

- ・11月8日（いい歯の日）

県民に対して歯と口の健康づくりの積極的な普及啓発を図り、特に定期的な歯科健診受診勧奨および企業における歯科健診実施勧奨、妊婦の定期歯科健診勧奨についての普及啓発のためのキャンペーンを別途実施